

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭のお母さんが資格取得のために修業する場合、給付金を支給します

(1) 給付金の種類と支給額

ア 高等技能訓練促進費

市民税非課税世帯：月額 100,000 円 市民税課税世帯：月額 70,500 円

※平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までに入学された方を対象としています。

平成 25 年 4 月以降入学の方は制度が変更になる場合があります。

平成 24 年 3 月以前に入学された方については、お問い合わせください。

イ 入学支援修了一時金 (修了後)

市民税非課税世帯：50,000 円 市民税課税世帯：25,000 円

(2) 支給期間

修学期間と同じ期間。ただし、上限を 3 年間とする。

※平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までに入学された方を対象としています。

平成 25 年 4 月以降入学の方は制度が変更になる場合があります。

平成 24 年 3 月以前に入学された方については、お問い合わせください。

(3) 支給対象者

母子家庭の母で次の要件をすべて満たす者

ア 札幌市に居住していること。

イ 児童扶養手当受給者又は同様の所得の水準にあること。

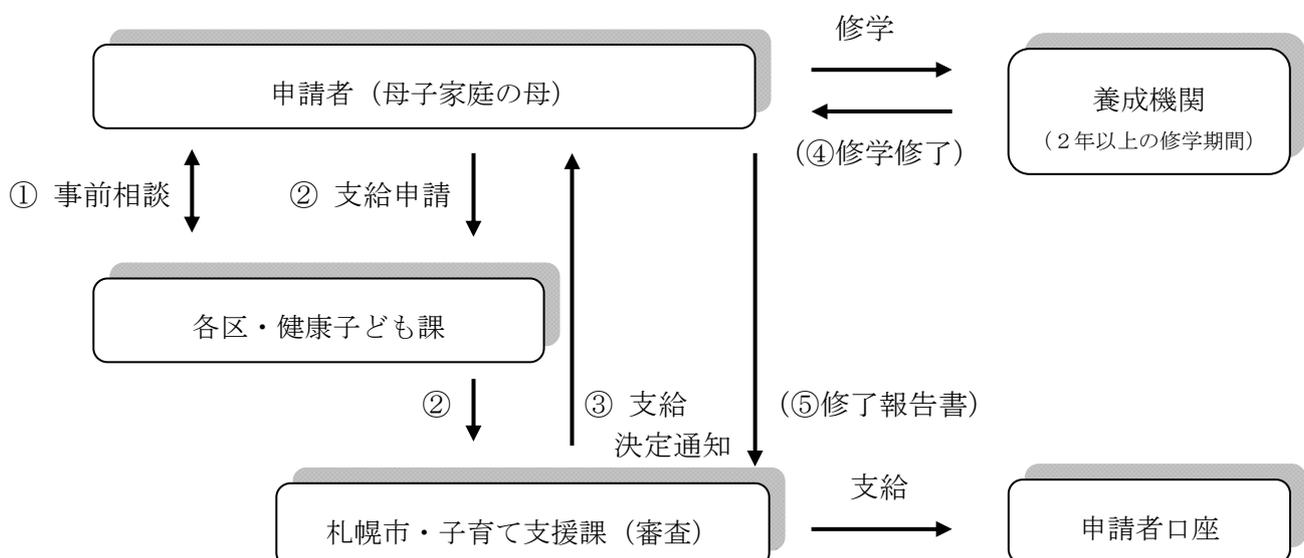
ウ 養成機関において、2 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

エ 就業又は育児と修業の両立が困難であること及び資格取得後の就業が効果的に図られると認められる者。

(4) 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、歯科技工士、鍼灸師、柔道整復師、臨床検査技師、臨床工学技師、診療放射線技師、
視能訓練士、義肢装具士

(5) 申請の手順 ※ () は一時金の場合



必要書類について

給付金の種類	高等技能訓練促進費				入学支援修了一時金			
	非課税世帯		課税世帯		非課税世帯		課税世帯	
市民税課税状況	有	無	有	無	有	無	有	無
児童扶養手当の受給の有無								
申請書								
児童扶養手当証書の写し		1		1		1		1
申請される方及び扶養しているお子さんの戸籍謄本								
申請される方と同居している方全員の住民票								
申請される方の市・道民税課税証明書(所得証明書) 2								
申請される方と同居している方全員の市・道民税課税証明書(所得証明書) 2								
在籍証明書								
単位取得証明書(入学後間もない方は不要です)。								
修了証明書								

・入学支援修了一時金の場合は、修業開始日及び終了日の状況が確認できる証明が必要です。

1 その他必要となる書類がある場合があります。(遺族年金受給証の写し、ひとり親医療費助成受給者証の写しなど)

2 4月から7月までに申請する場合は、前年度課税(前々年分所得)証明に基づき、7月分までの支給決定になります。

8月分以降の支給決定は、現年度課税(前年分所得)証明に基づき、追加決定されますので、再度提出が必要です。(課税状況の変更により、支給額が変わる場合があります。)

申請時期について

- (1) 高等技能訓練促進費 修業を開始した日以降。
- (2) 入学支援修了一時金 修了日から起算して30日以内。

※申請1ヶ月前頃までに、各区健康・子ども課 子ども家庭福祉係に必ず事前相談してください。

注意事項

- ・ **審査の結果、支給できない場合があります。**
- ・ 支給要件に該当しなくなった場合、市民税課税状況が変わった場合、同居されている方の異動があった場合、市内で住所を変更した場合には速やかに届出をしてください。
支給要件に該当しなくなった月以降の訓練促進費は返納していただきます。
- ・ 高等技能訓練促進費を受給される方は、修業期間を修了したときは1ヶ月以内に「高等技能訓練修了報告書」提出してください。未提出の場合、返納していただくことがあります。
- ・ **概ね四半期ごとに在学証明書の提出が必要です。期日までに提出されない場合、支給を停止することがあります。**
- ・ 継続して受給を希望される方は、**年度ごとに申請が必要**です。
- ・ 入学支援一時金の申請の場合、修業開始日に要件を満たすことを証明できる市町村長の証明書が必要です。
- ・ 生活保護を受給している方は担当ケースワーカーに予めご相談してください。
- ・ **「職業訓練受講給付金」など、類似の給付金と併給はできません。**

お問合せ

各区保健センター(健康・子ども課 子ども家庭福祉係)			
中央区	011-511-7221	豊平区	011-822-2400
北区	011-757-2400	清田区	011-889-2400
東区	011-711-3211	南区	011-581-5211
白石区	011-861-0336	西区	011-621-4241
厚別区	011-895-2400	手稲区	011-681-1211